



令和6年5月28日  
午前10時

## 令和6年度の結婚活動支援事業について

市は、下記のとおり結婚活動支援事業を実施しています。

### 1 結婚新生活支援補助金

- (1) 目的 婚姻により新生活を始めるにあたり、経済的負担の軽減を図り、地域における人口減少対策として、新婚世帯を対象に、住居費用、住宅リフォーム費用および引っ越し費用に対し、補助金を交付する。
- (2) 対象者
  - ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦
  - ② 婚姻日における年齢が39歳以下
  - ③ 夫婦の所得をあわせて500万円未満 など※ ①～③ すべてを満たす夫婦が対象です。
- (3) 補助金 70万円（夫婦とも29歳以下の場合）  
30万円（夫婦片方または双方が30歳～39歳の場合）
- (4) その他 令和6年度から、補助金を最大60万円から70万円に変更しました。

### 2 出会い創出支援事業費補助金

- (1) 目的 結婚を希望する独身男女の結婚を支援するため、企業、団体または個人が結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する事業および結婚を推進するための事業を実施した場合に、補助金を交付する。
- (2) 対象者  
市内に主たる事務所を置く団体など
- (3) 補助対象事業  
市内において行われる独身男女に出会いの場を提供するための交流会、イベントおよび結婚を推進するための講演会
- (4) 補助金 最大4万円

### 3 いきいき岩手結婚サポートセンター等入会登録料助成金

- (1) 目的 広域的な出会いの場を創出し独身男女の結婚を支援をするため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営するいきいき岩手結婚サポートセンターまたは宮城県が設置するみやぎ結婚支援センターの入会に要する入会登録料に対し、助成金を交付する。
- (2) 対象者  
市内に住所を有する人
- (3) 助成金 5,000円
- (4) その他 令和6年度から、みやぎ結婚支援センターの入会に要する登録料を対象としました。

### 4 その他

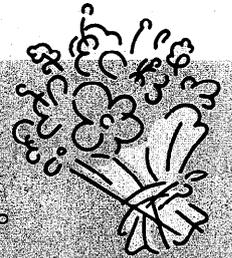
補助金の利用については、事前に交流推進課まで相談してください。  
随時、縁結び支援員による結婚相談会やイベントも実施しています。

問い合わせ先 一関市役所  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
まちづくり推進部交流推進課 交流推進係長 上野幸子  
電話: (0191) 21-8872 FAX: (0191) 23-4850  
メールアドレス: koryu@city.ichinoseki.iwate.jp



最大補助額  
**70万円**  
※岩手県独自上乗せ補助含む

# 結婚新生活を 応援します



一関市では、結婚した世帯を対象に、  
新生活にかかる費用(家賃や引越費用等)を補助します。

## 対象 世帯

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満\*

※奨学金を返済している場合は、所得証明期間と同一期間中の返済額を控除します。

受給条件などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



## 対象 経費

- 新居の購入費
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用(引越業者や運送業者への支払額の実費)

上記費用のうち

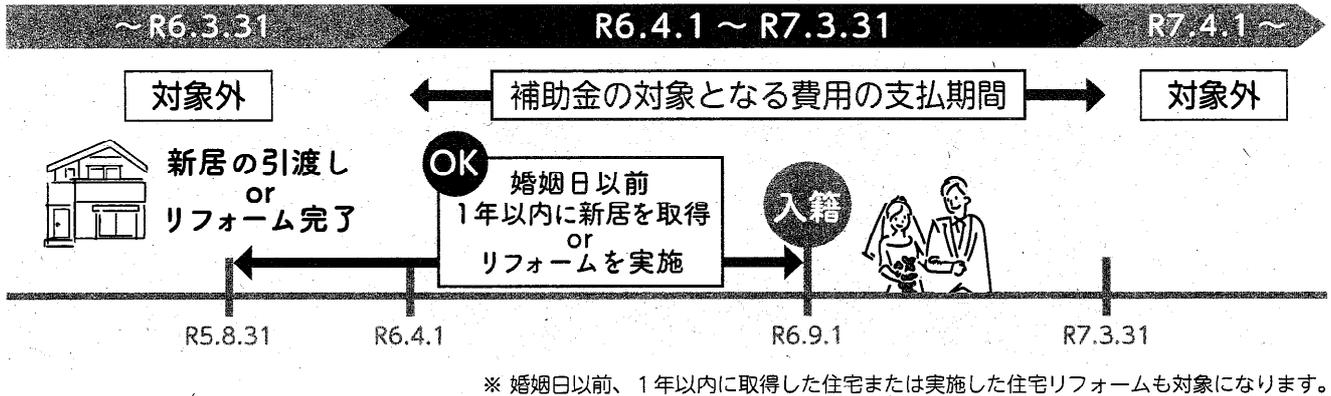
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用

申請期限 令和7年3月31日まで

※申請をご希望の方は、お早めにお問い合わせください。

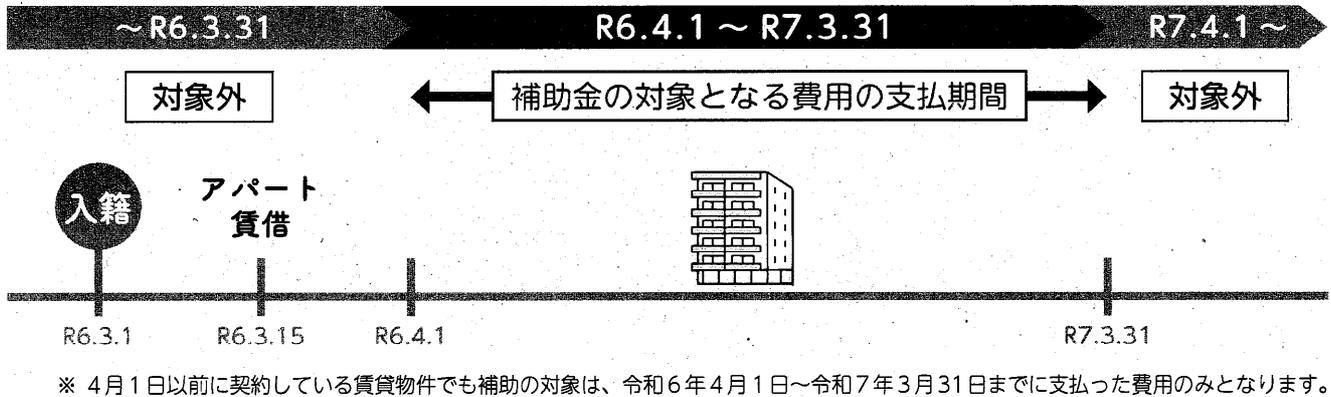
### ケース1

## 婚姻を機に新居を購入または住宅リフォームをした



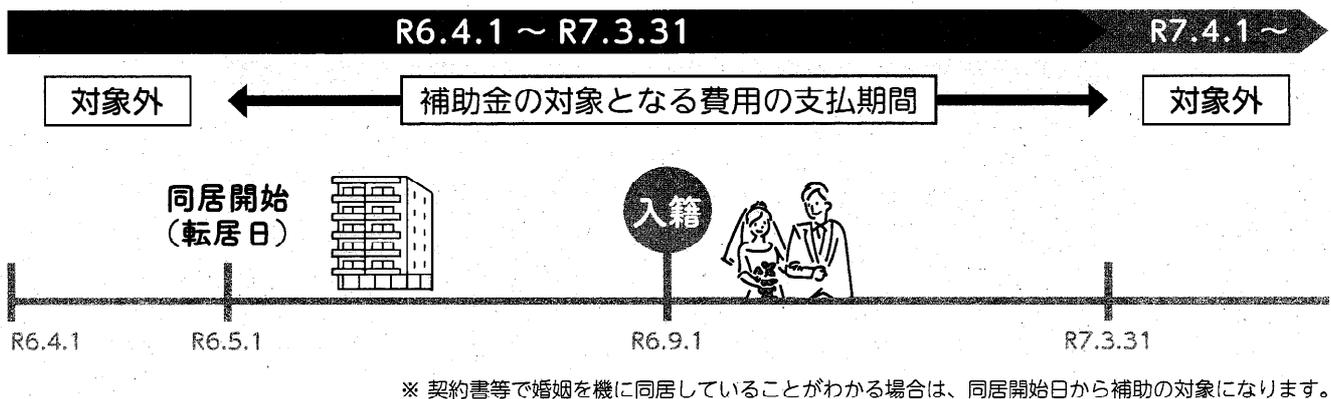
### ケース2

## 婚姻後にアパートを借りた



### ケース3

## 婚姻より前にアパートを借りている



### よくあるご質問

Q 夫婦以外の名義で契約した住居費用やリフォーム工事、引越は対象になるの？

A 対象になりません。この場合、仮に支払者がご夫婦のいずれかでも対象にはなりません。

Q 所得証明書の提出は、所得のある人の分だけでいいの？

A 所得がないことの証明にもなるので、夫婦2人分の提出が必要です。

# 一関市出会い創出支援事業費補助金

一関市では結婚を希望する独身男女の結婚を支援するため、企業・団体又は個人のみなさまが、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する事業や結婚を促進する事業を実施した場合に補助金を交付いたします。

## 補助対象者

- 市内に主たる事務所を置く団体又は市内に住所を有する個人
- ※ ただし営利を目的とし結婚相手紹介業を営むもの等は除きます

## 補助対象事業

- ◆ 独身男女に出会いの場を提供するための交流会・イベント等
- ◆ 独身男女を対象とした結婚を推進するための講演会・セミナー等

以下の条件を満たす事業であること

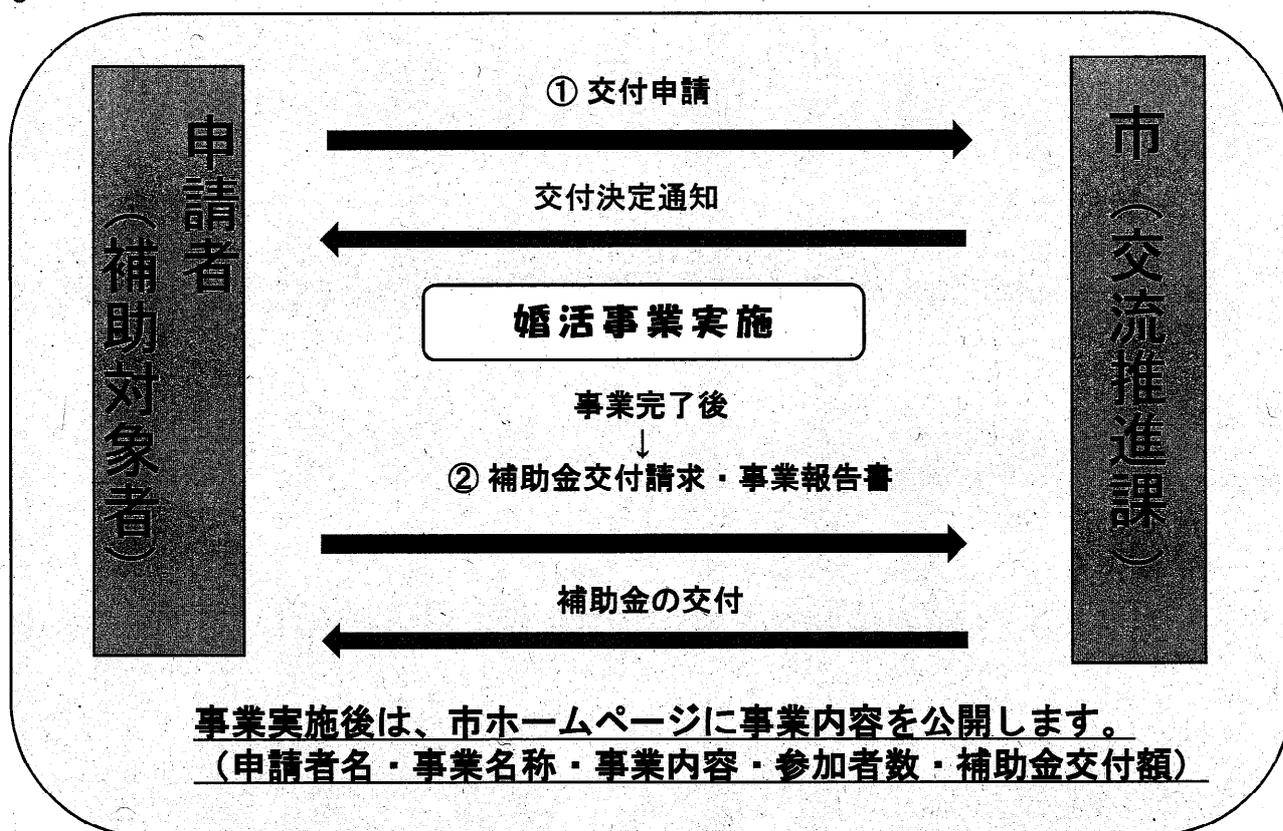
- ◇ 18歳以上の独身男女を対象とする事業
- ◇ 参加者は10人以上であり、その半数以上を市内在住か市内に勤務する者とする事業
- ◇ 参加者がおおむね男女同数である事業
- ◇ 広報活動等を通じて広く参加者を募集する事業 等



## 補助金の額

- 対象事業に参加した18歳以上の**独身の参加者の人数に2,000円を乗じた額**
- 1事業あたり**最大4万円**
- ※ 同一の補助対象者への交付は、同年度において10万円限度

## 補助金申請の流れ



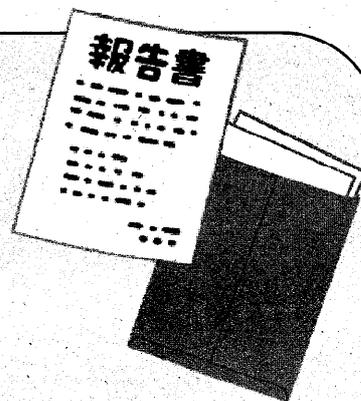
## 申請書類関係

### ① 交付申請

- (1) 補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第3号)
- (4) 団体等に関する調書

### ② 補助金交付請求・実績報告

- (1) 補助金交付請求書 (様式第5号)
- (2) 事業報告書 (様式第6号)
- (2) 事業の写真  
(実施状況の分かるもの及び参加者全員が集合した状態で写るもの)
- (3) 事業実施に係るチラシ、ポスター等



申請書様式は、一関市ホームページからダウンロードできます

### 【お問い合わせ先】

一関市役所 交流推進課

021-8501 一関市竹山町7-2

TEL : 0191-21-8872 FAX : 0191-23-4850

E-Mail: koryu@city.ichinoseki.iwate.jp



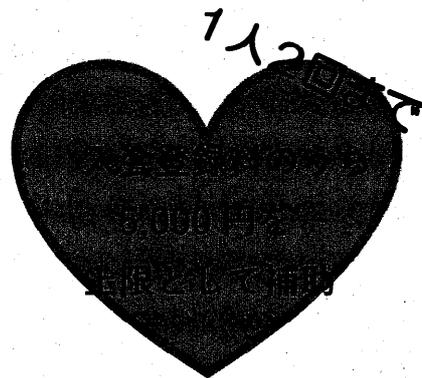
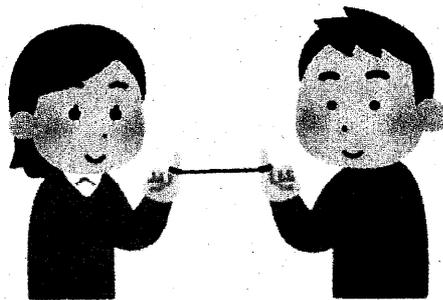
# 独身者の出会いと結婚をサポート

## いきいき岩手結婚サポートセンター（i-サポ）

および

## みやぎ結婚支援センター（みやマリ）

### 入会登録料の一部を助成します



#### 【助成対象者】

主に次の要件をすべて満たしている方

- ① 一関市に住所を有する i-サポ又はみやマリの会員。
- ② 令和6年4月1日以後に i-サポ又はみやマリに入会した者
- ③ 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しない者
- ④ 市税を滞納していない者

#### 【申請方法】

i-サポ又はみやマリの入会登録日から3か月以内に次の書類を提出してください。

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ③ i-サポの入会登録料領収書の写し

詳しい入会登録要件は、ご自身でご確認ください

※ 各センターとも入会要件や入会方法が異なります。  
入会を希望する方は、ご自身でご確認をお願いします



一関市HP



i-サポ



みやマリ

#### 【提出先・問合せ先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2

一関市まちづくり推進部交流推進課

電話 0191-21-8872（直通）